

交付対象を18歳未満のお子様のいるご家庭に拡大!

やまがた子育て応援 パスポートは スマホで!



H31
3月1日
から

- 「やまがた子育て応援パスポート」は、協賛している企業や店舗(協賛店)で提示すると、さまざまなサービスを受けることができます。
- 平成31年3月1日から「やまがた子育て応援パスポート」は紙カードから電子画像に。
- また、交付対象年齢を拡大し、「18歳未満の子ども又は妊婦のいる家庭」で利用可能。



ご利用方法

1 県HPから専用の申請フォームにアクセス

2 申請フォームで必要事項を入力
パスワードは
お住まいの市町村窓口で
配布されているチラシに
記載されています。

3 表示された画像を
お使いのスマホに
保存又は印刷

4 協賛店で
画像を提示



※お子様の人数分を申請する必要はありません。

パスポートカードの利用に
あたってのお願い

- ※サービスは協賛店のご厚意により、ご提供いただいております。
- ※サービス内容・対象者は、協賛店によって異なります。
- ※マナーを守って利用してください。

このステッカーが目印！

右のようなステッカーを掲示している店舗が協賛店です。

【協賛店ステッカー】



サービス内容について

協賛店のサービス内容については、県ホームページ内の「協賛店検索システム」で紹介しています(携帯サイトでも紹介しています)。

やまがた 協賛店 子育て

検索



カードは全国で使えます

【全国共通展開ロゴマーク】 全国共通展開参加店舗では、左のロゴマークの入ったステッカーやポスター等を提示しています。



県内で使うときと同様、やまがた子育て応援パスポートカードを提示してください。なお、受けられるサービスは、利用先の都道府県・店舗が設定した対象、利用条件、サービス内容になります。

詳しくは、内閣府のホームページをご覧ください。

(<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/passport.html>)



パスポートカードの有効期限

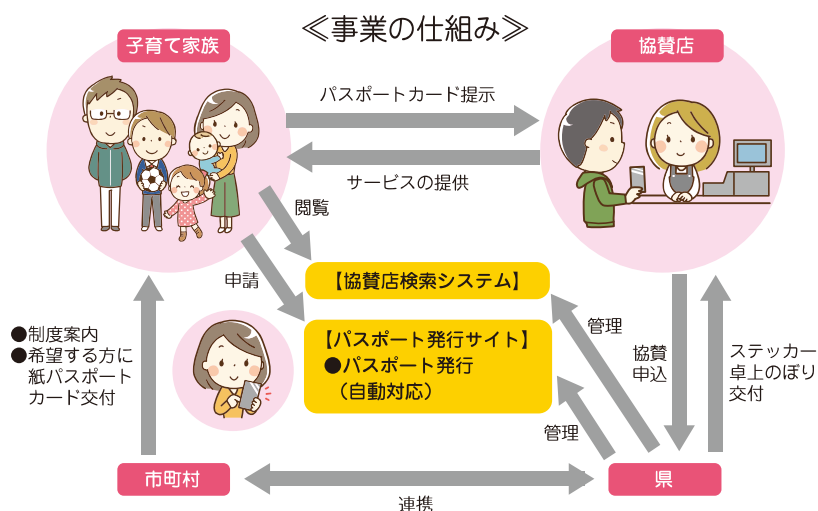
パスポートカードの有効期限は、『一番下の子どもが18歳に達してから最初に迎える3月31日まで』です。(妊婦のいる世帯の場合は出産予定日から2週間後が有効期限となります)

- これまで発行になった右のような紙パスポートカードも記載されている有効期限まで使えます。



紙パスポートカードの交付について

電子画像を利用できないご家庭については、これまでどおり紙のパスポートカード(子ども1人につき1枚)を交付しますので、お住まいの市町村にお申し出ください。



《主なサービス》

- ・キッズルームの設置
- ・ミルクのお湯の提供
- ・トイレの貸し出し
- ・料金の割引
- ・ポイントアップ
- ・景品や飲み物のプレゼント